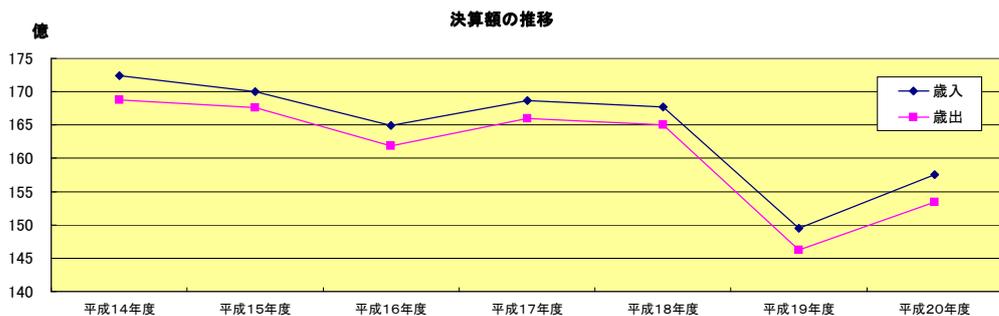


## ■平成20年度歳入歳出決算額(普通会計)について

普通会計とは、各地方公共団体ごとに会計の範囲が異なっているため、財政比較するために、地方財政会計上統一に用いられる会計で、西都市ではおおむね一般会計と市営住宅特別会計を加えた内容となっています。

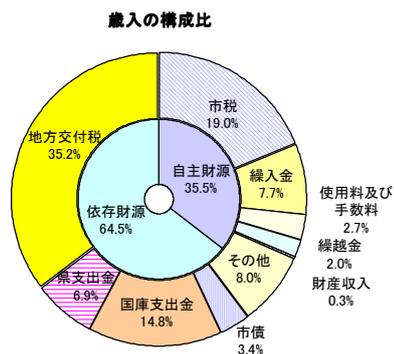
### 決算額の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入決算額	172億3,680万円	169億9,990万円	164億8,865万円	168億6,863万円	167億7,085万円	149億4,658万円	157億5,620万円
歳出決算額	168億7,616万円	167億6,083万円	161億8,589万円	165億9,937万円	165億221万円	146億2,547万円	153億3,772万円



### 歳入の構成

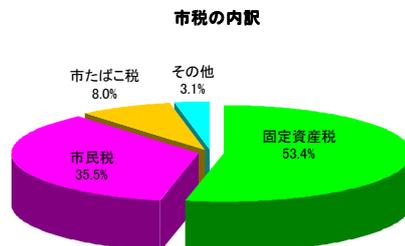
	平成20年度決算額	構成比	前年度比	平成19年度決算額
市税	29億9,034万円	19.0%	1.4%	29億4,863万円
地方交付税	55億4,728万円	35.2%	△ 1.0%	56億518万円
使用料及び手数料	4億1,862万円	2.7%	△ 8.8%	4億5,894万円
国庫支出金	23億3,304万円	14.8%	45.9%	15億9,874万円
県支出金	10億8,879万円	6.9%	5.2%	10億3,470万円
財産収入	4,352万円	0.3%	17.7%	3,696万円
繰入金	12億1,052万円	7.7%	24.5%	9億7,199万円
繰越金	3億2,111万円	2.0%	19.5%	2億6,865万円
市債	5億3,664万円	3.4%	△ 25.1%	7億1,683万円
その他	12億6,634万円	8.0%	△ 3.0%	13億596万円
計	157億5,620万円	100.0%	5.4%	149億4,658万円



決算額の構成割合は、地方交付税が最も多く、次いで市税、国庫支出金、繰入金、県支出金の順になっています。また、前年度と比較すると市税、国庫支出金等が増加し、地方交付税、使用料及び手数料、市債等が減少しているのが特徴です。

### 市税の内訳

	平成20年度決算額	構成比	前年度比	平成19年度決算額
固定資産税	15億9,793万円	53.4%	4.2%	15億3,366万円
市民税	10億6,172万円	35.5%	△ 1.2%	10億7,477万円
市たばこ税	2億4,032万円	8.0%	△ 4.1%	2億5,059万円
その他	9,037万円	3.1%	0.8%	8,961万円
計	29億9,034万円	100.0%	1.4%	29億4,863万円

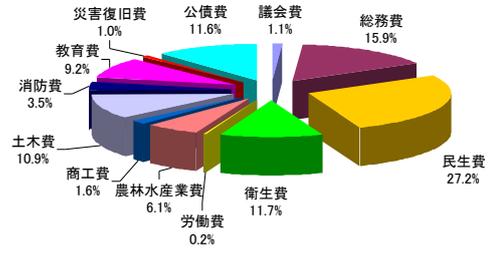


市税の構成割合は、固定資産税が最も高く、次いで市民税、市たばこ税の順になっています。

歳出の構成比(目的別)

	平成20年度決算額	構成比	前年度比	平成19年度決算額
議会費	1億7,104万円	1.1%	0.4%	1億7,038万円
総務費	24億4,563万円	15.9%	22.7%	19億9,371万円
民生費	41億7,549万円	27.2%	3.0%	40億5,275万円
衛生費	17億8,829万円	11.7%	△ 2.7%	18億3,768万円
労働費	2,702万円	0.2%	△ 1.2%	2,735万円
農林水産業費	9億3,958万円	6.1%	△ 5.2%	9億9,087万円
商工費	2億4,763万円	1.6%	6.8%	2億3,184万円
土木費	16億6,884万円	10.9%	25.7%	13億2,745万円
消防費	5億4,085万円	3.5%	6.0%	5億1,015万円
教育費	14億457万円	9.2%	△ 8.2%	15億3,038万円
災害復旧費	1億4,723万円	1.0%	10.1%	1億3,372万円
公債費	17億8,155万円	11.6%	△ 2.1%	18億1,919万円
計	153億3,772万円	100.0%	4.9%	146億2,547万円

歳出の構成比(目的別)



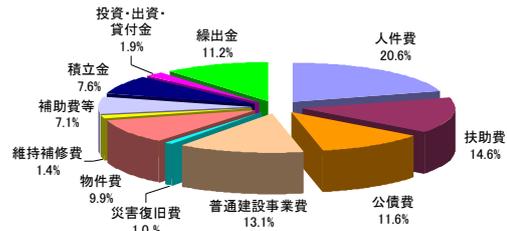
目的別では、民生費が最も高く、次いで総務費、衛生費、公債費、土木費の順となっています。

前年度との比較では、道路新設改良事業や公営住宅防音事業等の増による土木費、次いで、防災行政無線整備事業の増による総務費の増加率が大きくなりました。逆に、妻北小学校建築事業の終了による教育費、農林水産業費、西都医師会病院特別対策補助金の減による衛生費の順で減少率が大きくなりました。

歳出の構成比(性質別)

	平成20年度決算額	構成比	前年度比	平成19年度決算額
義務的経費	71億8,249万円	46.8%	1.9%	70億4,762万円
人件費	31億5,944万円	20.6%	0.9%	31億3,026万円
扶助費	22億4,150万円	14.6%	6.8%	20億9,817万円
公債費	17億8,155万円	11.6%	△ 2.1%	18億1,919万円
投資的経費	21億6,571万円	14.1%	22.6%	17億6,669万円
普通建設事業費	20億1,848万円	13.1%	23.6%	16億3,297万円
災害復旧費	1億4,723万円	1.0%	10.1%	1億3,372万円
その他の諸費	59億8,952万円	39.1%	3.1%	58億1,116万円
物件費	15億1,128万円	9.9%	0.6%	15億176万円
維持補修費	2億634万円	1.4%	2.4%	2億152万円
補助費等	10億9,531万円	7.1%	△ 13.1%	12億6,084万円
積立金	11億6,528万円	7.6%	38.6%	8億4,068万円
投資・出資・貸付金	2億9,594万円	1.9%	△ 12.7%	3億3,913万円
繰出金	17億1,537万円	11.2%	2.9%	16億6,723万円
計	153億3,772万円	100.0%	4.9%	146億2,547万円

歳出の状況(性質別)



性質別分類には、「義務的経費」として、人件費・扶助費・公債費、「投資的経費」として、普通建設事業費・災害復旧費、これ以外の「その他の諸費」があります。

「義務的経費」は、公債費が減となりましたが、扶助費が私立保育所運営費の増等により、人件費が退職者の増等により、全体で1.9ポイントの増加となりました。

「投資的経費」は、防災行政無線整備事業や再編交付金事業の初年度導入等による増、「その他の諸費」は、積立金の増加等による増となりました。

各指数及び収支状況

(単位:千円,%)

	平成20年度	平成19年度	前年度比
財政力指数	0.367	0.359	0.008
標準財政規模	8,464,148	8,216,923	3.0%
基準財政収入額	2,762,962	2,730,489	1.2%
基準財政需要額	7,420,625	7,487,874	△0.9%
經常一般財源収入額	8,315,528	8,399,538	△1.0%
実質収支比率	3.6	3.5	0.1
經常一般財源比率	98.2	102.2	△ 4.0
經常収支比率	94.8	93.5	1.3
公債費比率	12.6	15.1	△ 2.5
実質公債費比率	16.9	17.9	△ 1.0
起債制限比率	11.3	12.4	△ 1.1

## ■財政力指数

地方公共団体の財政力(体力)を判断する指数で、地方交付税法の規定により算定された基準財政需要額で基準財政収入額を除いて得た数値の過去3年間の平均をいい、一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされており、平成20年度は0.367で前年度を0.008ポイント上回っています。

「1」を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となります。

基準財政需要額・・・地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、また施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

基準財政収入額・・・各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額です。

## ■経常一般財源比率

経常一般財源の標準財政規模に対する割合で、一般的に「100」を超える割合が高いほど経常一般財源に余裕があり歳入構造に弾力があるとされており、平成20年度は、98.2%で前年度を4.0ポイント下回っています。

標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の規模を示すものです。

## ■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳出の経常的経費に割り当てられた一般財源等が歳入の経常一般財源等に占める割合で、70～80%が標準的とされ、比率が低いほど財政構造に弾力性があるとされています。平成20年度は、94.8%で前年度に比較すると1.3ポイント上昇しています。

## ■公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、一般財源のうち、公債費に割り当てられた額の、標準財政規模に対する割合です。平成20年度は、12.6%となり、前年度を2.5ポイント下回っています。財政運営上10%を超えないことが望ましいとされています。

## ■実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が許可制から協議制に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の起債制限比率に反映されていなかった下水道、農業集落排水事業などの公営企業の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債類似経費を算入しています。18%以上で地方債発行に国の許可が必要となり、25%以上になると一般事業等の起債が制限されます。平成20年度は16.9%で前年度を1.0ポイント下回りました。

## ■起債制限比率

地方債(市債)の発行を制限するための指標で、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するもので、20%を超えると一部の市債発行について制限されます。

平成20年度は、11.3%で前年度を1.1ポイント下回りました。